令和８年

寒河江市農業委員会第９回総会会議録

寒　河　江　市　農　業　委　員　会

寒河江市農業委員会
第９回総会

日　時　令和８年８月２５日（火）午前９時００分

会　場　寒河江市役所　１階　議会会議室

出席委員

１番　後　藤　孝　好	２番　安孫子　　智	３番　髙　橋　憲　明
４番　西　尾　沙　織	５番　眞　木　早百合	６番　鈴　木　浩　之
７番　郷　野　富司男	８番　五十嵐　博　志	９番　鬼　海　和　幸
１０番　山　田　和　義	１１番　原　田　義　人	１２番　氏　家　理　香
１３番　熊　坂　省　吾	１４番　芳　賀　孝　博	１５番　大　泉　孝　彦
１６番　布　施　功　子	１７番　芳　賀　　宏	１８番　木　村　三　紀

出席農地利用最適化推進委員

１番　小　野　敏　行	２番　武　田　浩　治	３番　斎　藤　幸　宏
４番　渡　邉　愼　一	５番　熊　坂　浩　行	６番　伊　藤　貴　裕
７番　大　沼　　勲	８番　菖　蒲　　修	９番　秋　場　淳　克

事務局

事　務　局　長	渡　邉　健　一	事務局長補佐（総括）	佐　藤　陽　一
事務局長補佐（農地担当）	日下部　靖　広	農　地　係　主　任	芳　賀　遼太郎
農　地　係　主　事	鈴　木　　颯	総　務　係　主　任	清　野　　倫

報告事項

（１）農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について

（２）工事進捗状況報告書について

（３）農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法第４条第１項但書き）農地の用途変更について

議事

（１）議第３１号　農地法第３条の規定による許可処分について

（２）議第３２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について

（３）議第３３号　非農地証明願の審議について

（４）議第３４号　農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について

開会　午前　９時００分

木村議長　　それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第９回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数１８名中、出席委員１８名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

なお、今月は総会に農地利用最適化推進委員９名中、９名が出席しております。推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、意見を述べることができますので申し添えます。

木村議長　　次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村議長　　それでは、５番眞木委員、８番五十嵐委員にお願いします。

木村議長　　次に、「書記任命」ですが、清野主任にお願いします。

木村議長　　次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　はい、議長。

木村議長　　はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　報告事項につきまして、事務局から報告させていただきます。

（報告事項朗読）

木村議長　　ただいまの報告について質問はございませんか。

（発言なし）

木村議長　　質問がないようですが、事務局からありませんか。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　ありません。

木村議長　　それでは、早速議事に入ります。

議第３１号から議第３４号までの議案について、一括上程します。

（１）議第３１号 「農地法第３条の規定による許可処分について」

（２）議第３２号 「農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について」

（３）議第３３号 「非農地証明願の審議について」

（４）議第３４号 「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」

以上、議第３１号から議第３４号まで、一括上程いたします。

次に、議事参与の制限ですが、議第３４号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」、３番高橋委員、６番鈴木委員、７番郷野委員、１３番熊坂委員、１４番芳賀孝博委員、１８番木村、斎藤推進委員、菖蒲推進委員の８名が関係委員となっております。

木村議長　　ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。

芳賀会長職務代理者、報告をお願いします。

芳賀会長職務代理者　はい、議長。

木村議長　はい、芳賀会長職務代理者。

芳賀会長職務代理者　１７番、芳賀です。

去る８月１７日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、非農地証明願案件７件、３か所を審査しました。

議第３３号「非農地証明願の審議について」順位４番、寒河江地区の案件です。申請地は、本楯地区内にある土地で、昭和５０年頃に貯水槽を埋めて、防火水槽になっており、非農地と判断できる場所でした。

順位５番、醍醐地区の案件です。申請地は、日和田にある土地で平成元年に沖田商店に賃貸し、車庫と物置になっており、非農地と判断できる場所でした。

順位６番から１０番まで、高松地区の案件です。申請地は、高松小学校の西側、西部地区公民館の南東側にある土地で、平成元年から田として利用されなくなり、現在に至る農地で、非農地と判断できる場所でした。

申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上でありますが、各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長　ありがとうございました。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については３０分程度としまして、９時４５分までとします。

それでは地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩　午前　９時１０分

再開　午前　９時４３分

木村議長　　それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。

初めに、議第３１号「農地法第３条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、原田委員、お願いします。

原田委員　　はい、議長。

木村議長　　はい、原田委員。

原田委員　　１１番、原田です。

議第３１号「農地法第３条の規定による許可処分について」、４ページになります。順位５５番から５７番は譲受人が同一でございますので、かつ、隣接する案件ですので、一緒にご報告させていただきます。

（議案書順位５５番、５６番、５７番朗読）

場所ですが、地図をご覧ください。ヤマザワ寒河江プラザ店の南側の田んぼ５筆になっております。８月１１日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。譲渡人３名の年齢がそれぞれ７９歳、８４歳、８８歳であり、

申請事由が「高齢のため」となっております。申請された５筆は元々譲受人が耕作者であり、今回賃借権設定から所有権移転に変更するものであります。譲受人は農作業歴も長く、妻と後継者である長男も従事者でありまして、将来性もあり、申請どおりであれば問題ないと考えます。現地調査、事前審査会、地区審査でも意義ございませんでした。

以上です。

木村議長　　ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、鬼海委員、お願いします。

鬼海委員　　はい、議長。

木村議長　　はい、鬼海委員。

鬼海委員　　９番、鬼海です。

同じく４ページ。順位５８番。

（議案書順位５８番朗読）

この案件につきましては、８月１５日に高松・醍醐地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。場所は、老人ホーム長生園から市内に向かって１００ｍ程進んだ道路沿いになります。譲受人の畑の隣でさくらんぼ、桃があり、何ら問題ないと判断しました。地区審査でも意義はございませんでした。

以上です。

木村議長　　ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説

明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　はい、議長。

木村議長　　はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　順位５５番から５８番まで、農地法第３条調査書に基づく調査の結果、農地法第３条第２項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長　　ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長　　意見がないようですので、採決いたします。

議第３１号「農地法第３条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長　　全員賛成ですので、議第３１号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議第３２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、原田委員、お願いします。

原田委員　　はい、議長。

木村議長　　はい、原田委員。

原田委員　　１１番、原田です。

議第３２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について」、６ページになります。順位１９番。

（議案書順位１９番朗読）

場所でございますが、緑町の青山建設の隣にトーホークレーンがございまして、その南側の資材置場に面しました休耕地の続きの畑４筆になっております。８月１１日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。以前、第５条の申請として、令和７年９月と令和８年３月に許可済みの場所の奥に接する土地でございまして、今回３回目の５条申請となり、以前と同様に資材置場用敷地への転用となっております。資材置場拡大のため、申請どおりであれば何ら問題ないと考えます。現地調査、事前審査会、地区審査でも異議ございませんでした。

続きまして、順位２０番。

（議案書順位２０番朗読）

場所は、フードセンターたかき元町店の西側、船橋公園の北の畑になっております。８月１１日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。この土地は、住宅に囲まれた休耕地になっており、宅地分譲２区画の申請

になっております。周辺は住宅街であり、申請どおりであれば問題ないと考えます。現地調査、事前審査会、地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長　　ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　はい、議長。

木村議長　　はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　順位１９番は資材置場用敷地への転用申請になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第３種農地と判断します。第３種農地は、原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位２０番は宅地分譲用敷地への転用申請になっております。申請地は都市計画区域内にある用途地域にある農地で、第３種農地と判断します。第３種農地であっても、通常宅地分譲は認められておりませんが、用途地域にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長　　ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願い

します。

（発言なし）

木村議長　　意見がないようですので、採決いたします。

議第３２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について」、許可相当として、県知事に意見を送付することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長　　全員賛成ですので、議第３２号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に、議第３３号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、原田委員、お願いします。

原田委員　　はい、議長。

木村議長　　はい、原田委員。

原田委員　　１１番、原田です。

議第３３号「非農地証明願の審議について」、８ページになります。順位４番。

（議案書順位４番朗読）

場所でございますが、本楯のそば処ひふみの東側の道路に面した土地になります。８月１７日の事前審査会に出席の農業委

員と推進委員で現地確認を実施いたしました。公簿地目は畑でございますが、現況は、昭和５０年頃に地下に貯水槽を埋めて、その上にコンクリートを敷き、マンホールを設置いたしまして、防火水槽の標示が立っております。その他は雑種地となっておりまして、再生利用が困難な農地であり、やむを得ないと判断いたしました。事前審査、地区審査でも意義ございませんでした。

以上です。

木村議長　　ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、鬼海委員、お願いします。

鬼海委員　　はい、議長。

木村議長　　はい、鬼海委員。

鬼海委員　　９番、鬼海です。

同じく８ページをご覧ください。順位５番。

（議案書順位５番朗読）

この場所は、日和田の国道２８７号沿いで、高松から河北町に行く途中にスタンドがあります。スタンドの向かいで車庫と物置がある場所です。８月１７日に事前審査会で現地を確認し、地区審査においても意義ございませんでした。

続きまして、順位６番から１０番同じ案件ですので、あわせて説明します。

（議案書順位６番、７番、８番、９番、１０番朗読）

国道１１２号沿いの場所で、陵西中学校の国道１１２号を挟んだ向かいの土地になります。こちらも８月１７日に事前審査会で現地を確認し、地区審査でも意義ございませんでした。

以上です。

木村議長　　この案件についての経過説明を事務局よりお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　はい。こちらの場所は建設業協会さんで、工事の際に出た残土をリサイクルする施設をつくる計画であります。農振の農用地区域でもあり、地域計画内の土地でもありましたので、計画からの除外を経て、今回非農地証明が出されました。この非農地証明が終われば、農振除外の手続きをして、建設業協会さんのリサイクルプラント施設がつくられるようになります。

木村議長　　ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長　　意見がないようですので、採決いたします。

議第３３号「非農地証明願の審議について」非農地と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長　　全員賛成ですので、議第３３号は非農地と決定しました。

次に、議第３４号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」、私１８番木村、３番高橋委員、６番鈴木委員、７番郷野委員、１３番熊坂委員、１４番芳賀孝博委員、斎藤推進委員、菖蒲推進委員の８名が関係委員になっております。農業委員会等に関する法律第５条第５号及び農業委員会総会会議規則第５条により、議長を芳賀会長職務代理者へ交代し、関係委員は退席します。

（関係委員退室）（議長交代）

芳賀会長職務代理者　木村会長が関係委員になっており、退席しましたので、私が議長を務め、議事を進めます。

それでは、地区担当委員より、議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、原田委員、お願いします。

原田委員　はい、議長。

芳賀会長職務代理者　はい、原田委員。

原田委員　１１番、原田です。

議第３４号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」、１２ページをご覧ください。

（議案書朗読、地区審査報告）

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の担い手等に貸し出すものであり、地域計画の達成に資すると判断しました。本日の地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

芳賀会長職務代理者　ありがとうございました。
続いて、西根・三泉地区、西尾委員、お願いします。

西尾委員　はい、議長。

芳賀会長職務代理者　はい、西尾委員。

西尾委員　４番、西尾です。
１２ページをご覧ください。

（議案書朗読、地区審査報告）

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の担い手等に貸し出すものであり、地域計画の達成に資すると判断しました。本日の地区審査でも異議ございませんでした。
以上です。

芳賀会長職務代理者　ありがとうございました。
続いて、柴橋地区、後藤委員、お願いします。

後藤委員　はい、議長。

芳賀会長職務代理者　はい、後藤委員。

後藤委員　１番、後藤です。
私の方から柴一、柴橋地区を説明いたします。１２ページをお開きください。

（議案書朗読、地区審査報告）

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の担い手等に貸し出すものであり、地域計画の達成に資すると判断しました。本日の地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

芳賀会長職務代理者　ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、鬼海委員、お願いします。

鬼海委員　はい、議長。

芳賀会長職務代理者　はい、鬼海委員。

鬼海委員　９番、鬼海です。

高松・醍醐地区、同じく１２ページをご覧ください。

（議案書朗読、地区審査報告）

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の担い手等に貸し出すものであり、地域計画の達成に資すると判断しました。本日の地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

芳賀会長職務代理者　ありがとうございました。

続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。

眞木委員　はい、議長。

芳賀会長職務代理者　はい、眞木委員。

眞木委員　　５番、眞木です。
１３ページをご覧ください。

（議案書朗読、地区審査報告）

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の担い手等に貸し出すものであり、地域計画の達成に資すると判断しました。本日の地区審査でも異議ございませんでした。
以上です。

芳賀会長職務代理者　ありがとうございました。
続いて、農地中間管理事業の推進に関する法律に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　はい、議長。

芳賀会長職務代理者　はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当））　農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号及び第３号の各要件を満たしていると考えます。
また、法第１９条第３項に基づく農業委員会の意見の決定は予め会長から専決を頂いております。
以上です。

芳賀会長職務代理者　ありがとうございました。
それでは、これより質疑に入ります。
ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

芳賀会長職務代理者　意見がないようですので、採決いたします。

議第３４号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

芳賀会長職務代理者　全員賛成ですので、議第３４号は、原案のとおり決定しました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

（関係委員入室）

芳賀会長職務代理者　関係委員に申しあげます。

議第３４号は原案のとおり決定したことを報告します。

芳賀会長職務代理者　議長を木村会長と交代します。

（議長交代）

木村議長　これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上を持ちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労様でした。

閉会　午前１０時１６分

令和８年８月２５日

第９回総会　　議　　長　木　村　三　紀

議事録署名委員　　５番委員　眞　木　早　百　合

議事録署名委員　　８番委員　五　十　嵐　博　志